

神戸市 SDGs 貢献型インターンシップ運営支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

神戸市 行財政局職員研修所

## 1. 業務の概要

### (1) 委託業務名

神戸市 SDGs 貢献型インターンシップ運営支援業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年9月8日まで

### (4) 契約上限額

上限額 900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

### (7) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (8) 契約保証金に関する事項

本業務は神戸市契約規則第 25 条第 1 号の規定に該当するため、契約保証金の納付は免除とする。

### (9) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 2. 事業者選定スケジュール

(1) 実施要領等の交付開始：令和5年5月26日（金）

(2) 参加申請及び質問期限：令和5年6月7日（水）17時まで

(3) 質問への回答：令和5年6月9日（金）（予定）

(4) 企画提案書の提出期限：令和5年7月7日（金）17時まで

(5) 委託予定先審査委員会の開催：令和5年7月13日（木）（予定）

(6) 選定結果通知：令和5年7月14日（金）（予定）

(7) 契約締結：令和5年7月18日（火）以降

## 3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手

続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 令和 4・5 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書（様式その 3 の 3）、神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書を提出していること。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

#### 4. 参加申請の手続き

##### (1) 各書類の配布・提出場所

###### ① 交付開始日

令和 5 年 5 月 26 日（金）

###### ② 交付場所

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載

※郵送による交付は行わない。

###### ③ 配布資料

ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ) 業務仕様書

ウ) 参加申請書兼質問書

エ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

カ) 契約書（案）

##### (2) 参加申請書及び質問書の提出

###### ① 提出期限

メールにより、令和 5 年 6 月 7 日（水）17 時まで（必着）

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和 5 年 6 月 9 日（金）にメールで回答を予定している。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

###### ② 提出先

[jinzaikakuho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:jinzaikakuho@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市行財政局職員研修所

###### ③ 提出書類

ア) 参加申請書兼質問書

（様式 1 号）

- イ) 会社概要・団体概要 (任意様式)
- ウ) 登記簿謄本 (又は登記事項に関する全部証明) 及び納税証明書の写し  
※参加申請時点で発行から3ヶ月以内のもの
- エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書  
※日付・業者等の名称・所在地・代表者名・を記入し、代表者印を押印すること。
- ※(イ)～(エ)について、令和4・5年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有する場合、提出は省略可。

## 5. 企画提案の手続き

### (1) 提出期限

メールにより、令和5年7月7日(金)17時まで(必着)

### (2) 提出先

[jinzaikakuho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:jinzaikakuho@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市行財政局職員研修所

### (3) 提出書類

次のア～ウの書類及びデータをメール(PDF形式)にて提出すること。なお、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

- |          |             |
|----------|-------------|
| ①見積書     | ( A4 用紙 )   |
| ②企画提案書   | (    "    ) |
| ③その他補足資料 | (    "    ) |

### (4) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

#### ① 見積書

- ・業務内容ごとの内訳を記載すること。

#### ② 企画提案書

- ・グループワークの運営支援に関する事項
- ・メンター支援に関する事項
- ・ヒアリング先職場の対応マニュアルの作成に関する事項
- ・インターンシップの効果検証用参加者アンケートの作成に関する事項
- ・インターンシップ生の相互フィードバックの仕組みの構築に関する提案【任意 加点对象】

#### ③その他補足資料

- ・類似業務実績(本業務と類似する業務の受託実績がある場合は、具体的な実績を記載するとともに、リクルーター研修の研修資料等を添付すること)
- ・実施体制(チーム編成、管理者・担当者の経歴・実績)

## 6. 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- (2) 本市職員で構成する神戸市 SDGs 貢献型インターンシップ運営支援業務委託予定先審査委員会（以下「審査委員会」という）において、提出書類を以下の「審査項目」に基づいて評価し、合計点が最も高い提案者を委託予定先として選定する。
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
  - ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - イ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ 仕様と合致しないと判断したもの（見積費用の総額が上限金額を超える企画及び不足書類がある企画も含む）
  - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 提案者が1者の場合は、審査委員会において、当該提案者を委託予定先として選定するか、プロポーザルを再実施するかを判断する。
- (5) 合計点が同点の場合は、審査項目のうち「グループワーク運営支援」の点数が高い業者を委託先として選定する。「グループワーク運営支援」も同点の場合は、「メンター支援」の点数が高い業者を選定する。それでもなお同点の場合は、審査委員会にて協議の上、委託先の業者を選定する。
- (6) 合計点が60点を最低基準点とする。最低基準点以上の点数を得た提案者がいない場合は、委託予定先を選定しない。
- (7) 評価結果及び選定結果は令和5年7月14日（金）に、応募書類の提出者全員に結果を通知し、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

### 【評価基準】

評価項目	内容	審査基準点	ウェイト
グループワーク運営支援	提案された支援内容は、インターンシップ中のグループワークを円滑に進めることができる内容か。 また、インターンシップ生が主体的かつ戦略的に課題解決に取り組むために、必要な要素が記載されているか。	5	×4
メンター支援	インターンシップにおけるメンターの役割が理解できる内容となっているか。 研修を受講することにより、主体的かつ戦略的なグループワークを支援するノウハウが身に付く内容と	5	×4

	なっているか。 インターンシップ生の成長を促すための支援方法、 フィードバックの方法について理解できる内容とな っているか。		
ヒアリング先職場の 対応マニュアルの作 成	過去の実績や提案内容から、効果的な調査受け入れ 先職場の対応マニュアルの作成や、効果検証用アン ケートの作成を期待できるか。	5	× 2
専門性	学生の就職動向、採用動向、インターンシップに関 する豊富な知見、実績があり効果的な運営支援が期 待できるか	5	× 4
管理運營業務	実施体制（責任の明確化や人員配置）は十分か。ま た十分な類似実績があるか。	5	× 1
地域	地元企業（本社を市内に有する者）10点、準地元企 業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を 市内に有する者）5点、その他0点	10	
価格	最低見積額を10点、その他の見積額は10点×（最 低見積額／見積額）とする。※小数点第1位を四捨 五入	10	
インターンシップ生 の相互フィードバッ クを促す仕組み 【加点対象】	インターンシップ生相互のフィードバックを促す仕 組みについて、効果的な提案はあるか。	加点 5	
合計		100 (加点5点含む)	

【評価基準点】 下表のとおり1～5の評価を行う。

審査基準点	評価内容
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

## 7. 委託予定先決定後の調整

- (1) 企画内容の具体的な打合せは、選定結果の通知以降、受託者と随時行う。
- (2) 本市と受託者とが協議のうえ、企画提案書をベースに、企画内容の変更を依頼する場合がある。

## 8. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
  - ア) 提出期限を過ぎてから提出されたもの
  - イ) 提出物に不足があるもの
  - ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
  - エ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9. 問い合わせ及び書類の提出先

住 所：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 22 階  
神戸市行財政局職員研修所 担当：中川、杉村  
電 話：078-221-3888  
メールアドレス：jinzaikakuho@office.city.kobe.lg.jp